

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業
 実施方針等に関する直接対話に対する回答（修正版）※赤字：内容に変更がある箇所

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	3	第1	1	(5)	エ	(ウ)	物価上昇	令和7年3月の本契約以降、令和8年4月の建設開始までにおける、物価スライドを起因とする工事価格の見直し実施・スケジュールについて、方針等ご教示ください。物価スライドの起算日は、入札日（提案書提出日）としてください。また指標等も定めていただきたいと思います。	ご意見として承ります。詳細は公募時に示す予定です。
2	実施方針	3	第1	1	(5)	エ	(ウ)	物価スライド	物価スライドの方法は、期間を指定するのではなく、指標関係で定めてほしい。	ご意見として承ります。詳細は公募時に示す予定です。
3	実施方針	3	第1	1	(5)	エ	(ウ)	物価変動について	（実施方針P.3）物価変動に基づいて料金改定を行うと記載がありますが、昨今の物価上昇、賃金上昇は想定外かと思慮します。15年間の事業リスクを緩和するには、日銀の建物サービスなどでは、上昇率に適合出来ていないのではと思慮します。維持管理業務も最低賃金をベースするなどのご検討は可能でしょうか。	ご意見として承ります。詳細は公募時に示す予定です。
4	実施方針	4	第1	2	(4)			提案上限価格について	昨今の物価高騰を踏まえた、提案条件価格の設定をお願い致します。	ご意見として承ります。詳細は公募時に示す予定です。
5	実施方針	4	第1	2	(2)			選定の手順	建設費に差が出ることは少ないと思われますので、入札のような金額で決まる評価基準ではなく、定性評価も十分配慮した評価方法をお願いしたいです。	ご意見として承ります
6	実施方針	4	第1	2	(2)			評価基準について	募集要項にて公表されることと思慮しますが、公平性の観点から以下の点についてご検討頂けないでしょうか。 ・定性点も定量点と同様に最も評価された企業に満点を付与する。	評価基準については、事業者から頂いた意見を踏まえつつ、公募時に公表します。
7	実施方針	5	第2	2	(1)			事業者の募集・選定スケジュール（予定）	令和7年7月 提案書類の受付 令和7年9月 優先交渉権者の決定及び公表 とありますが、 ・ヒアリング等の提案書類の説明会を行う予定はないと判断してよろしいですか。	令和7年8月下旬から9月上旬に、選定委員会においてヒアリングを実施する予定です。詳細は公募時に示す予定です。
8	実施方針	5	第2	2	(1)			事業者の募集・選定スケジュール（予定）	「令和7年3月募集要項の公開」とありますが、事前に募集要項（案）として開示いただけませんか。	募集要項を案として事前に開示する予定はありません。
9	実施方針	6	第2	2	(2)	エ		現地見学会	現地見学会の実施ありがとうございます。調理場の中まで入れるとの理解でよろしいでしょうか。（別案件で外観のみといった事例あり）	現地見学会は、12月末を予定します。調理場内も見学できます。
10	実施方針	6	第2	2	(2)	エ		現地見学会	今回、解体工事業務も含まれていることから、令和6年12月の現地見学会以外に、令和7年5月頃に再度現地見学会（稲口調理場）を予定していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。現地見学会を追加実施する場合は公募時に提示します。

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業
 実施方針等に関する直接対話に対する回答（修正版）※赤字：内容に変更がある箇所

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
11	実施方針	6	第2	2	(2)	ア		実施方針	募集要項公表後にもこのような対話の機会を設けていただきたいです。	募集要項公表後の直接対話については、今後事業者からの要望も踏まえて検討します。
12	実施方針	6	第2	2	(2)	エ		実施方針	調理場見学の機会とともに、各配送校の見学の機会も設けていただきたい。 可能であれば、全校を確認したい。車両を調達にするにあたって、プラットホームの確認をしたいです。	管轄校の見学会については、今後事業者からの要望も踏まえて検討します。 また配付資料6の管轄校における給食受入施設等の現況についても参照ください。
13	実施方針	6	第2	2	(2)	エ		管轄校の見学	配送、配膳業務を行うにあたり、配送校見学の機会を頂けないでしょうか。管轄校のすべて、配膳室を含めた校内の見学を希望します。	ご意見として承ります。管轄校の見学会については、今後事業者からの要望も踏まえて検討します。
14	実施方針	8	第2	3	(2)			応募者の参加 資格要件	春日井市食育推進給食会が運営企業として、本事業に参画することは可能でしょうか。	春日井市食育推進給食会は、公益財団法人であり、運営企業としての参加は可能です。
15	実施方針	8	第2	3	(1)			市内企業の活 用について	(実施方針P.8) 市内企業は、市内に本社がある企業のみが対象でしょうか。また、事業者の再委託先として市内企業が参加した場合、評価の対象となるのでしょうか。 また地域貢献について加点はあるのでしょうか。	ご意見として承り、検討のうえ公募時に提示します。
16	実施方針	9	第2	3	(2)	イ	(イ)	参加資格要件 (建設企業)	建設企業の参加資格要件に、「市内に本店を有する者を1者以上含むこと。」とありますが、実際は難しく参入障壁になりかねないと思われま。	実施方針を改訂しました。
17	実施方針	9	第2	3	(2)	イ	(イ)	参加資格要件 (建設企業)	建設企業について、「建設業法に基づく総合評定値（建築工事業）が愛知県内に本店・支店を有する者においては1,000点以上、市内に本店を有する者においては650点以上であること」とあるが、「可能な限り市内に本店を有する者を含むように努めること」ともあります。市内に本店がなく愛知県内に本店・支店を有する企業は評価の対象になるのでしょうか。	実施方針を改訂しました。
18	実施方針	9	第2	3	(2)	イ	(イ)	参加資格要件 (建設企業)	ケ「～市内に本店を有する者の活用や市内雇用の創出等について評価することを予定している。」について市内に本店を有し、条件を満たす建設企業は限られているため、取り合いになる可能性があります。どのようなお考えでしょうか。 また評価について具体的に点数などを教えてください。	ご意見として承り、検討のうえ公募時に提示します。
19	実施方針	9	第2	3	(2)	イ	(イ)	参加資格要件 (建設企業)	建設企業の参加資格要件として、市内に本店を有する者を1者以上含むこと。とありますが、愛知県内に本店を有する企業は支店または営業所を有する企業をお認めいただけませんか。	実施方針を改訂しました。

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業
 実施方針等に関する直接対話に対する回答（修正版）※赤字：内容に変更がある箇所

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
20	実施方針	9	第2	3	(2)	イ	(イ)	参加資格要件 (建設企業)	建設企業の参加資格要件として、市内に本店を有する者を1人以上含むこと。とありますが、地元企業は配点基準として、本要件をSPC構成企業または協力企業としていただけませんか。 市内に本店ではなくて、例えば営業所を長年持つところや、支店を長年持つようなところ、この基準が例えば10年とか20年でも構わないのですが、長くここに根付いて営業所などを含めていただけませんか。	実施方針を改訂しました。なお当該要件は構成員に対する要件としています。
21	実施方針	9	第2	3	(2)	イ	(イ)	参加資格要件 (建設企業)	「市内に本店を有する者を1社以上含むこと。」の記載について、昨今の人手不足より取組が難しく参加を断念されるケースもあるため、市内企業の参加は必須ではなく加点対象として頂けないでしょうか。	実施方針を改訂しました。
22	実施方針	9	第2	3	(2)	イ	(7)	参加資格要件 (設計企業)	設計企業の参加資格要件のうち、bの国または地方公共団体が発注した延べ面積4,000㎡以上の実施設計の実績にPFI事業も含まれるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	実施方針	9	第2	3	(2)	イ	(7)b	参加資格要件 (設計企業)	設計企業の参加資格要件「b 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積4,000㎡以上で、平成26年度以降に完了した公共施設の実施設計の実績」とありますが、建物の用途は問わないと考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
24	実施方針	9	第2	3	(2)	イ	(7)c	参加資格要件 (設計企業)	<<設計企業の条件>> 「c HACCP対応施設に対する相当の実績等」 ①HACCP認証取得施設。 ②ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCPと同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の実施設計の実績。 ③ドライシステムの学校給食施設の実施設計の実績 ④ドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む）の実施設計の実績。 ⑤HACCPに関する書籍の出版等の実績。 ⑥HACCPに関する審査員資格等を有しているものを配置すること等 設計企業は、上記①～⑥の実績を1以上有している必要があると考えてよろしいですか。 建物の面積、実施設計完了年度、建物の竣工等は問わないと考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。 なお①についても実施設計の実績です。

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業
 実施方針等に関する直接対話に対する回答（修正版）※赤字：内容に変更がある箇所

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
25	実施方針	9	第2	3	(2)	イ	(7)d	参加資格要件 (設計企業)	「d ドライシステムの学校給食施設の設計業務実績当該施設の新築実績に限る。とありますが、確認申請上、別棟増築（同一敷地内の新築）の場合も新築実績として判断してよろしいですか。注）建物は給食センターとして新築の場合、同一敷地内に倉庫等の別建物がある場合、確認申請上増築となります。	お見込みのとおりです。
26	実施方針	9	第2	3	(2)	イ	(7)e	参加資格要件 (設計企業)	「e 設計業務に従事する責任者として、管理技術者を配置」とありますが、管理技術者はcの条件（調理場）の実績を有していない技術者でも良いと判断してよろしいですか。管理技術者も給食センターの実績があるものを配置することを評価してもらえたいと望ましいと考えられます。	実施方針を改訂しました。
27	実施方針	10	第2	3	(2)	イ	(7)	参加資格要件 (工事監理企業)	工事監理企業の場合も同上と考えてよろしいですか。	実施方針を改訂しました。
28	実施方針	11	第2	3	(2)	イ	(7)a	参加資格要件 (維持管理企業)	（実施方針P. 11）維持管理企業の参加資格要件に「平成26年度以降に完了した公共施設の全般的な維持管理業務の実績を有すること。」とありますが、全般的とは何を意味しているのでしょうか。貴市が求める実績を有する企業についてご教示頂ければと思います。JVの場合は実績とはならないのでしょうか。	全般的とは、建物及び設備の一部ではなく、建物及び設備全体という趣旨です。JVの場合も実績として認めます。
29	実施方針	12	第2	4	(2)			審査の手順及び方法	審査方法、審査時の配点等は募集要項等の公表時に開示頂けると考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
30	実施方針	12	第2	4	(1)			選定委員会	「提案書類の審査は、選定委員会が行う。」とありますが、選定委員の名簿等は後日公開されると判断してよろしいですか。	当市ホームページに掲載済みです。
31	実施方針	14	第3	3				リスク分担表	施設供用開始前及び後のインフレ・デフレについてのリスク分担は主に市となっています。厨房機器や食器・食缶・調理備品についても物価変動の対象としていただきたいと思います。	物価変動のリスクには、厨房機器、食器、食缶及び調理備品についても含めることを想定しています。詳細は公募時に示す予定です。

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業
 実施方針等に関する直接対話に対する回答（修正版）※赤字：内容に変更がある箇所

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
32	実施方針	14	第3	3				リスク分担	設備機器の高騰が続く状況下で、給食センター整備で大きな割合を占める設備工事に対して、一般的な物価変動の指標である「工事原価」を基準とした場合に物価変動が不適合な状態（設備企業がリスクを負っている）となっているため、「設備」の指標を採用いただけませんでしょうか。弊社先行事例では【建築工事】と【設備工事】を切り分けて指標を採用頂いております。	ご意見として承ります。詳細は公募時に示す予定です。
33	実施方針	14	第3	3				リスク分担	設備工事は、建築工事よりも開始時期がズレるため、一般的に用いられている契約締結から12ヶ月後の変動率では、物価変動が適正に反映されない状況が発生しております。※建築工事開始から本格的な設備工事開始は約8～9ヶ月後。 施設整備期間内に2回改定できるようにしていただけないでしょうか。先行事例では、1回目 契約月から着工日の改定率を出来高（着工日から8か月間）に適用、2回目 契約月から1回目改定月の改定率を残工事に適用しております。	ご意見として承ります。詳細は公募時に示す予定です。
34	実施方針	14	第3	3				リスク分担	物価変動における変動率に対して基準となる1%又は1.5%を±して改定率を算定する場合、本来反映されるべき分が、事業者がリスクとして負担することになっております。基準となる変動率をそのまま改定率していただけないでしょうか。先行事例においても変動率＝改定率としていただいております。	ご意見として承ります。詳細は公募時に示す予定です。
35	要求水準書 (案)	4	第1	3	(5)			インフラについて	(要求水準書P.9) インフラ状況として、都市ガス敷設ありとのことですが、ガス引き込みにあたりガスガバナの所有区分および管理区分の見込みについてご教示頂けませんでしょうか。	建物及び設備と同様に所有区分は市となり、管理区分は事業者とすることを想定しています。
36	要求水準書 (案)	4	第1	3	(4)			遵守すべき法令等について	(要求水準書P.4) 法令等は、事業契約締結時点での最新版を使用することとありますが、事業契約締結時ですと提案書提出時点において法令変更リスクを想定することは困難なことから提案書提出時点での最新版に変更して頂けないでしょうか。	提案時点においては、提案時に想定される最新版となります。
37	要求水準書 (案)	8	第1	3	(5)			敷地概要	排水について、付替え後の水路に流す流量の規定がどのくらいか確認させてください。	排水量に関する規定はありません。
38	要求水準書 (案)	8	第1	3	(5)			敷地概要	資料6において案内図と配置図の敷地形状について相違がございますが、どちらが正となりますでしょうか。また、保育園を含む場合、保育園は解体という認識で良いでしょうか。既存の保育園の解体は市で行うのでしょうか。また杭も撤去されるのでしょうか。	前並調理場の敷地形状は配置図が正です。新調理場整備敷地には保育園の敷地を含みます。※要求水準書(案)資料1（建設予定位置図）参照。保育園の解体は市が行います。また、杭基礎など把握している埋設物についてもすべて撤去します。

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業
実施方針等に関する直接対話に対する回答（修正版）※赤字：内容に変更がある箇所

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
39	要求水準書 (案)	8	第1	3	(5)			敷地概要	排水路の付替え後は、南側道路は接道がなくなるのでしょうか。 また、占有許可をとれば橋はかけれるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	要求水準書 (案)	10	第1	3	(7)	イ	(7)	事業概要	献立方式について ①小学校と中学校で献立内容が異なる場合とは、具体的にどういことですか。 ②栄養価の強化方法として、1品を増やすのですか、添え物でフォローするのですか。 ③副食3品とありますが、1品増やすと食缶が増えるということですか。 ④調理場で果物のカットをしますか。	①栄養価強化のため、中学校のみチーズなどの添加物を加えることを想定しています。 ②現時点では、添え物でのフォローを想定しています。 ③食缶の追加が必要な献立は想定していません。 ④現時点では、カット済みの果物が包装された状態で調理場に搬入されています。今後の対応については検討していきます。
41	要求水準書 (案)	10	第1	3	(7)	イ		献立	春日井市の特徴的な献立はありますか。	サボテン料理があります。とげを抜いた状態で納品され、下処理は手作業で、ピーラーで外周ととげ座をそぎ、その状態でスライサーにかけています。 チリコンカンやサラダなど一人5グラム程度を使用しています。 夏物であり、6～9月の献立に1度出しています。
42	要求水準書 (案)	10	第1	3	(7)	イ	(7)	献立	10,000食/規模に対して2献立ではなく、1献立で確定か。	お見込みのとおりです。
43	要求水準書 (案)	10	第1	3	(7)	イ	(7)	献立	混ぜごはんの献立調理はありますか。	調理釜を使用して、アルファ化米の炊き込みごはんを年2回ほど提供しています。
44	要求水準書 (案)	10	第1	3	(6)	ア		事業スケジュール	事業契約後のスケジュールについて、令和10年6月に施設引渡し、令和10年7月8月に開業準備期間となっています。令和10年9月に運営開始を大前提として、事業者内で引き渡し・開業準備スケジュールは調整可能（双方に支障なし。）ということでしょうか。	お見込みの通りですが、スケジュールについては、事業者意見を踏まえ再度検討します。
45	要求水準書 (案)	10	第1	3	(6)	イ		事業スケジュール	付帯工事スケジュールについて、令和8年度中に「土壌改良工事」「農業用排水路付替工事」と記載がございますが、工事完了までは着手不可でしょうか。その場合、準備工事（仮囲い）等の先行施工は協議との理解でよろしいでしょうか。また、工事スケジュールが「令和8年度中」のため、本事業の工事スケジュールを検討する際は令和9年4月着手でしょうか。	付帯工事のしゅん工までは準備工事を含めて整備工事に着手できません。付帯工事は令和8年12月までにしゅん工予定であり、令和9年1月から整備工事着手の想定ですが、スケジュールについては再度検討します。
46	要求水準書 (案)	10	第1	3	(6)	イ		事業スケジュール	建設業においても週休2日制が始まり、建設工期18ヶ月ではしゅん工できない可能性があります。工期を延ばしていただきたいです。	ご意見として承り、検討のうえ公募時に提示します。
47	要求水準書 (案)	10	第1	3	(6)	ア		事業スケジュール	建設業においても週休2日制が始まり、建設工期18ヶ月ではしゅん工できない可能性があります。工期を延ばしていただきたいです。	ご意見として承り、検討のうえ公募時に提示します。

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業
 実施方針等に関する直接対話に対する回答（修正版）※赤字：内容に変更がある箇所

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
48	要求水準書 (案)	10	第1	3	(6)	イ		附帯工事スケジュール	排水路の付替えについて、現行の排水路は市が撤去および埋め戻ししますのでのでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	要求水準書 (案)	10	第1	3	(6)	イ		附帯工事スケジュール	土壌汚染調査の報告はいつ行われるのでしょうか。工法が分かれば工法に沿った提案できるので、示していただきたいです。	要求水準書(案)において、土壌調査報告書は「要求水準書参考資料2」として基本協定締結後に提供予定としています。工法については「要求水準書参考資料2(土壌改良設計報告書)」において提示する予定です。基礎に影響のない土壌改良工法を選定することを想定しています。
50	要求水準書 (案)	10	第1	3	(6)	イ		本事業にかか る附帯工事	①既存施設の解体、土壌汚染調査、農業用排水路付替設計、土壌改良工事、農業用排水路付替工事とありますが、前並調理場の解体、調査などは別途工事と考えて宜しいですか。 ②稲口調理場の解体は本事業に含む。(アスベスト処理、土壌汚染(4条)を含めて)稲口調理場の解体時のアスベスト処理について教えてください。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みの通りです。稲口調理場のアスベスト調査結果は、配付資料7に示しています。新たにアスベストの含有が発覚した場合、別途協議にて対応します。
51	要求水準書 (案)	11	第1	3	(7)	イ	(カ) b	献立方式	P.11 第1 3(7)イ(カ) b ①アレルギーごとの対応とはアレルギー食専用の調理室には対応アレルギーを入れずに対象献立のみ調理すると考えてよろしいでしょうか。 例：卵のみのアレルギーの児童生徒には、アレルギー専用の調理室で卵の代替食のみ調理して、乳・えび・かきが含まれる献立は通常の調理室で調理したものを提供すると理解でよろしいでしょうか。 ②アレルギーが入っていない料理のときは、通常給食と同じものを提供しますか。 ③下処理から分ける想定はありますか。(要求水準書で示されていないものです。)	①お見込みの通りです。 現在は卵・乳・エビ・カニをすべて除去したものを提供していますが、新調理場では、対応アレルギーのみを除去した給食をアレルギー調理室で調理し、提供する予定です。 ②その想定です。 ③現時点では想定していません。
52	要求水準書 (案)	12	第1	3	(7)	ウ	(イ)	施設形態	給食調理エリアは、1階配置を基本とする。提案によっては、2階にアレルギー食調理エリアを設ける計画でも良いのでしょうか。	1階配置を基本とし、一部調理エリアを2階に配置しても問題ありません。
53	要求水準書 (案)	15	第1	3	(7)	ク		施設稼働日数	食数の推移はほぼ横ばいですが、今後もあまり減らない想定ですか。	市全体では、減少傾向ですが、地区によっては増加しており、大幅な減少とはならない想定です。
54	要求水準書 (案)	16	第1	3	(9)	エ		災害対策	災害対策の具体的な想定はあるのでしょうか。	当市地域防災計画には「学校の再開に併せて速やかに学校給食が実施できるよう、各調理場の復旧に努める。」また「施設の状況に応じ、炊出しを行う。」と記載されています。要請があった場合、アルファ化米を炊いて、おにぎり1000食分を1日3回、3日間提供することを想定しています。(要求水準書P76参照)

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業
実施方針等に関する直接対話に対する回答（修正版）※赤字：内容に変更がある箇所

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
55	要求水準書 (案)	4 69	第1 第6	3 2	(9) (2)	エ イ		災害対策について	(要求水準書P.16) 貴市が想定する本施設の災害対策、支援の想定イメージをご教示頂けないでしょうか。 また(要求水準書p.69) 備蓄倉庫の備蓄と管理は事業者が行うのでしょうか。	当市地域防災計画には「学校の再開に併せて速やかに学校給食が実施できるよう、各調理場の復旧に努める。」また「施設の状況に応じ、炊出しを行う。」と記載されています。要請があった場合、アルファ化米を炊いて、おにぎり1000食分を1日3回、3日間提供することを想定しています。(要求水準書P76参照) また備蓄倉庫について、備蓄品の購入は市が行い、管理は事業者が行うものとしします。
56	要求水準書 (案)	19	第2	2	(2)	カ		設計業務(基本設計・実施設計)	①貴市のチェック期間はどれくらい見込めば良いでしょうか。 ②基本設計のモニタリングにおいて、すぐに決まらない事項や、ペンディング事項等があるため、その場合は臨機応変に実施設計を並行して進めることは可能でしょうか。	①先行事例を参考にして、確認に3週間程度、その後の調整も含めて概ね1カ月を想定しています。 ②実際の状況によりますが、可能な範囲で並行して進めることは可能と考えます。
57	要求水準書 (案)	21	第2	2	(6)	ア	(イ)	アスベスト	解体時のアスベスト除去について、どのような対応となるのか。	稲口調理場のアスベスト調査結果は、配付資料7に示しています。新たにアスベストの含有が発覚した場合、別途協議にて対応します。
58	要求水準書 (案)	21	第2	2	(5)	イ	(ウ)	申請等	本事業は開発適用除外(60条証明)の対象になりますでしょうか。	当市建築指導課に、都市計画法施行令第21条第26号に該当し適用除外とすることを確認しています。
59	要求水準書 (案)	21	第2	2	(5)	イ	(ウ)	申請等	確認申請上は工場となりますが、給食センターは工場立地法は当たらないということでしょうか。	当市企業活動支援課に、工場立地法に基づく届出は不要であることを確認しています。
60	要求水準書 (案)	21	第2	2	(5)	イ	(ウ)	申請等	新築整備工事の申請について ・民間の建築確認申請としてよろしいですか。 (申請手数料等は、本整備事業費に含む)	お見込みのとおりです。
61	要求水準書 (案)	21	第2	2	(5)	ウ		交付金申請等支援	ウ 交付金申請等支援とあります。 ①新築整備工事、稲口調理場の解体工事も対象と考えて宜しいですか。 ②補助金を受ける場合、積算業務の書類は公的積算書又は、施工業者の見積り書どちらを採用されますか。	①お見込みのとおりです。 ②公的積算書を求める想定です。
62	要求水準書 (案)	23	第2	2	(11)			配送車調達業務	配送車両調達業務を、建設業務ではなく運営業務に含めていただきたいです。	ご意見として承ります
63	要求水準書 (案)	23	第2	2	(11)			配送車調達	現在使用している、配送車の仕様(サイズなど)をご教示お願い致します。	既存調理場における給食配送業務委託において指定しているサイズなどに関する条件は「3トン車のパネルバン、コンテナ5台を固定して積載できるもの」です。
64	要求水準書 (案)	23	第2	2	(12)			近隣対応・周辺対策業務	近隣の住民から求められていること、配慮すべきことはありますか。	過去に「南側の道路から出入りをしてほしい」、「臭い・音はできる限り抑えて欲しい」という意見がありました。また調理場付近の道路が小中学校の通学路となっています。

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業
実施方針等に関する直接対話に対する回答（修正版）※赤字：内容に変更がある箇所

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
65	要求水準書 (案)	29	第4	1	(3)	エ		建物診断について	(要求水準書P29) 定期的に建物診断を実施することとなっていますが、診断の頻度や方法については事業者の提案によるもので宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
66	要求水準書 (案)	29	第4	1	(1)	ア		維持管理業務について	(要求水準書P.29) 「予防保全を基本とする。」と記載されていますが、性能契約における予防保全との認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。要求水準等を満たせば、予防保全の方法は事業者の提案に委ねます。
67	要求水準書 (案)	33	第4	2	(2)	イ	(ア)c	設備、装置の確認および稼働状態の監視について	(要求水準書P.33) 設備、装置の電流、電圧、圧力、温度等は定められた時間に確認し、電源負荷状態および機械装置の稼働状態の監視を行い、とありますが、確認・監視を実施する対象として貴市が想定している具体的な設備、装置があればご教示頂けますでしょうか。	現時点で市で想定している具体的な設備、装置はありません。事業者の豊富な知識経験、高度な技術力などを活かした適切な設備方式機器の選択および安全衛生、高機能長寿命、効率的な設備システムの選択およびそれらについての適切な機能保全を目指した確認調整点検検査等の維持管理の提案を期待しています。
68	要求水準書 (案)	33	第4	2	(1)	イ	(ア) f	設備の運転時期の調整について	(要求水準書P.33) 運転時期の調整が必要な設備に関しては、市と協議して運転期間・時間等を決定する、とありますが、貴市が想定している具体的な設備と運転時期についてご教示頂けますでしょうか。	現時点で市で想定している具体的な設備、装置はありません。事業者の豊富な知識経験、高度な技術力などを活かした適切な設備方式機器の選択および安全衛生、高機能長寿命、効率的な設備システムの選択およびそれらについての適切な機能保全を目指した確認調整点検検査等の維持管理の提案を期待しています。
69	要求水準書 (案)	33	第4	2	(1)	イ	(ウ)a	設備の定期点検について	(要求水準書P.33) 各設備について、設備系統ごとに定期的に点検・対応を行うこと、とありますが、具体的な点検の方法や回数は事業者の提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
70	要求水準書 (案)	34	第4	2	(3)	ア		植栽管理の頻度	(要求水準書P.34) 第4-2-(3)-アの外構等保守管理業務の対象業務において、植栽の灌水、枯死した植物の処理、除草の頻度は事業者の提案と考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
71	要求水準書 (案)	34	第4	2	(3)	イ	(ウ)	施設に設置する植物について	(要求水準書P.34) 高木、長い枝の補強は適切な方法により行い、とありますが、本件施設に設置する植物の種類や高さについては事業者の提案によるものと考えて宜しいでしょうか。例えば、樹木に低木のみを採用し、高木は採用しないものとしても宜しいでしょうか。	春日井市緑化の推進に関する条例など各種法令等による指定を満たしていれば、その他に植物の種類及び高さについて指定はありません。
72	要求水準書 (案)	35	第4	2	(5)	ア		グリーン購入取扱ガイドラインについて	(要求水準書P.35) 本ガイドラインは什器備品にのみ該当するのでしょうか。	現時点では備品のみを対象としていますが、今後、市のグリーン調達計画等も踏まえて検討の上、公募時に提示します。
73	要求水準書 (案)	35	第4	2	(5)			什器備品について	(要求水準書P.35) 維持管理業務の什器備品保守管理業務は、「事務備品保守管理業務」に変更したほうが良いかと思慮します。事由としては、什器備品の定義は「調理備品と事務備品を総称したもの」とありますが、什器備品保守管理業務や運営備品保守管理業務の記載内容から業務において混同する部分がございます。施設等の要求性能も含めて整理して頂けると助かります。	検討の上、公募時に提示します。

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業
 実施方針等に関する直接対話に対する回答（修正版）※赤字：内容に変更がある箇所

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
74	要求水準書 (案)	36	第4	2	(6)	イ	(ア)d	清掃エリア区分について	(要求水準書P.36) 第4-2-(6)-イ-(ア)-dにおいて清掃用具はエリア別、作業別に洗浄と乾燥、保管とありますが、例えば給食調理エリアと一般エリアの2エリアで区別する等、貴市が想定する区別の基準があればご教示ください。	清掃用具のエリア分けは以下を想定しています。 ①汚染作業区域 ②非汚染作業区域 ③一般区域・一般エリア
75	要求水準書 (案)	36	第4	2	(6)	イ	(ア)h	対象となるエリアについて	(要求水準書P.36) 第4-2-(6)-イ-(ア)-hについて、給食調理エリアでは記載の消毒作業の実施が必要となるが、一般エリア（トイレを除く）では衛生環境を保てる清掃を実施すれば、必ずしも給食調理エリアと同じ消毒作業を実施する必要はないものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
76	要求水準書 (案)	36	第4	2	(6)	イ	(イ) a(c)	排水溝の清掃について	(要求水準書P.36) 第4-2-(6)-イ-(イ)-a-(c)排水溝は、定期的に清掃等を行い、とあります。添付資料1によると、付け替えた外周の排水路は敷地境界外となりますので本件事業の対象外と考えて宜しいでしょうか。その場合、市にて定期的に清掃等を実施頂けると考えて宜しいでしょうか。また、事業者が外周の排水路において排水や泥等の滞留、雑草の繁茂や虫の繁殖を確認した場合も市にて清掃を実施頂けると考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
77	要求水準書 (案)	36	第4	2	(6)	イ	(イ) a(f)	洗浄殺菌計画について	(要求水準書P.36) 第4-2-(6)-イ-(イ)-a-(f)において、洗浄殺菌計画書の承認を得るのは供用開始前の1回のみでしょうか。また、計画の対象は調理場内のすべてのエリアでしょうか。床、内壁、扉等の洗浄殺菌及び天井の清掃の頻度は事業者の提案によるものと考えて宜しいでしょうか。参考まで、貴市の既存調理場における実施頻度をご教示いただくと幸いです。	お見込みの通りです。 なお、既存調理場において、床は週1回、内壁・扉は長期休暇ごとに実施し、天井は実施していません。
78	要求水準書 (案)	36	第4	2	(6)	イ	(イ) a(g)	清掃頻度について	(要求水準書P.36) 第4-2-(6)-イ-(イ)-a-(g)に、毎日又は環境に応じて決められた頻度で清掃すること、とありますが、頻度は事業者の提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
79	要求水準書 (案)	37	第4	2	(6)	イ	(イ) a(h)	圧縮空気ですら表面から塵埃を除去することについて	(要求水準書P.37) 第4-2-(6)-イ-(イ)-a-(h)に圧縮空気ですら表面から塵埃を除去することは、避けることとありますが、避けるべき清掃用具として市が想定するものがあればご教示ください。例えば、掃除機は避けるべき掃除用具にあたりますか。	ブロワーなどを想定しています。

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業
実施方針等に関する直接対話に対する回答（修正版）※赤字：内容に変更がある箇所

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
80	要求水準書 (案)	37	第4	2	(6)	イ	(イ) a(j)	床面、内壁、天井等の清掃場所および頻度について	(要求水準書P.37) 第4-2-(6)-イ-(イ)-a-(j)において、1日1回以上床面、内壁のうち床面から1m以内の部分及び手指の触れる場所を清掃する「作業区域内」とは、要求水準書P.61に記載の給食調理エリアのうち、汚染作業区域と非汚染作業区域を指すものと考えて宜しいでしょうか。また、1月に1回以上天井、窓ガラス及び内壁のうち床面から1m以上の部分を清掃する「施設」とは、給食調理エリアを指すものと考えて宜しいでしょうか。上記それぞれの作業頻度について、衛生面が確保される前提で事業者提案に委ねて頂いても宜しいでしょうか。	「作業区域内」「施設」ともに給食調理エリアのうち、汚染作業区域と非汚染作業区域を指しています。両者とも指定の頻度を満たすこととしていますが、ご意見を踏まえて、頻度については事業者の提案に委ねるなど、今後検討の上、公募時に提示します。
81	要求水準書 (案)	37	第4	2	(6)	イ	(イ) b(e)	長期休暇における特別清掃について	(要求水準書P.37) 第4-2-(6)-イ-(イ)-b-(e)に長期休暇中に清掃作業する旨の記載がありますが、夏休み、冬休み、春休みの3期間それぞれ各1回作業を実施することを求めるものでしょうか。もしくは年間に清掃を実施する回数と実施する休暇時期は事業者の提案によると考えて宜しいでしょうか。	長期休暇とは小中学校における夏休み、冬休み及び春休みのことを言い、各休み中に実施することを想定しています。事業者からのご意見を踏まえて、頻度については提案に委ねるなど、今後検討の上、公募時に提示します。
82	要求水準書 (案)	37	第4	2	(6)	イ	(イ) c(e)	窓ガラス清掃範囲について	(要求水準書P.37) 第4-2-(6)-イ-(イ)-c-(e)に外来者スペース及び玄関の窓ガラス清掃において、1週間に1回以上実施するのは脚立を使わず手の届く範囲とし、吹抜けの2階部分等、手の届く範囲にない窓ガラスがある場合の清掃頻度は事業者提案によるものとして宜しいでしょうか。	頻度は事業者の提案に委ねます。
83	要求水準書 (案)	37	第4	2	(6)	イ	(ウ) a	換気扇・フィルター・フード・除菌フィルターの清掃頻度について	(要求水準書P.37) 第4-2-(6)-イ-(ウ)-aの清掃作業頻度について、衛生面が確保される前提で事業者提案に委ねて頂いても宜しいでしょうか。参考まで、貴市の既存調理場における実施頻度をご教示いただけると幸いです。	頻度は事業者の提案に委ねます。既存調理場では年2回実施しています。
84	要求水準書 (案)	37	第4	2	(6)	イ	(ウ) c	照明設備の清掃頻度について	(要求水準書P.37) 第4-2-(6)-イ-(ウ)-cの清掃作業頻度について、衛生面が確保される前提で事業者提案に委ねて頂いても宜しいでしょうか。参考まで、貴市の既存調理場における実施頻度をご教示いただけると幸いです。	半年に1回以上という指定頻度が確保されれば問題ありません。既存調理場では実施していません。
85	要求水準書 (案)	38	第4	2	(6)	イ	(ウ) h	排水管洗浄の回数について	(要求水準書P.38) 排水管は長期休暇毎に高圧洗浄とありますが、長期休暇とは夏季休暇のことでしょうか。一般的には年1回が適正な頻度かと思慮します。	長期休暇とは小中学校における夏休み、冬休み及び春休みのことを言い、各休み中に実施することを想定しています。既存調理場では、年に1回運用していましたが、残渣の処理の関係で油脂が詰まったため、年3回実施しています。事業者からのご意見を踏まえて、頻度については事業者の提案に委ねるなど、今後検討の上、公募時に提示します。

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業
 実施方針等に関する直接対話に対する回答（修正版）※赤字：内容に変更がある箇所

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
86	要求水準書 (案)	38	第4	2	(6)	イ	(エ) c	清掃業務	P38 (4) 厨房機器等保守管理業務 (6) 清掃業務 イ 要求水準 (エ) 厨房機器 c フードカッター及びミキサー等の調理備品類とありますが、これらは調理備品(引渡し時に市へ所有権を移転するもの)ではなく厨房機器(本件施設に含まれ引渡し時に市へ所有権を移転するもの)ではないでしょうか。	お見込みの通りです。
87	要求水準書 (案)	40	第4	2	(8)	ウ	(キ)	機械警備で導入するシステムについて	(要求水準書P.40) 機械警備で導入するシステムについて、「調理機器等の設備異常等も感知できるシステムとすること」、「冷凍庫・冷蔵庫は感知するものとし、その他の感知する設備は事業者の提案とする」とありますが、機械警備システムとは別個に、建築設備および調理設備の状態を監視するシステムを用意しても宜しいでしょうか。	問題ありません。システムの構成を含め、事業者の提案とします。
88	要求水準書 (案)	43	第5	1	(8)			災害時における対応	災害時対応の考え方について ・災害時の対応として調理場において、どこまで行うのか。	当市地域防災計画には「学校の再開に併せて速やかに学校給食が実施できるよう、各調理場の復旧に努める。」また「施設の状況に応じ、炊出しを行う。」と記載されています。要請があった場合、アルファ化米を炊いて、おにぎり1000食分を1日3回、3日間提供することを想定しています。(要求水準書P76参照)
89	要求水準書 (案)	48	第5	3	(1)	イ	(カ) d	食材の温度管理	d 加熱調理、冷蔵庫及び冷凍庫の庫内温度について、事業者用事務室で常時温度管理ができる表示板を設置し、自動記録装置等により記録すること。と御座いますが、加熱温度は、記録付き中心温度計で管理することでよいでしょうか。	問題ありません。
90	要求水準書 (案)	49	第5	3	(1)	イ	(ケ) e	アレルギー対応食の提供	配送・配膳については、個別の児童生徒専用の真空断熱フードジャーを専用容器にて配送するとありますが、主菜は配送・配膳に適した配食容器で良いという理解で良いでしょうか。 フードジャーを市で統一したものを指定する場合は、事業から外し、直接市が購入し、更新も市で行うのがのぞましいと考えます。	主菜・副菜それぞれのフードジャーに入れて提供することを想定しています。 ご意見として承ります。フードジャーの調達及び更新を業務範囲とするかについては、公募時に示す予定です。
91	要求水準書 (案)	49 ・ 65	第5 ・ 第6	3 ・ 2	(1) ・ (1)	イ ・ イ	(ケ) ・	アレルギー対応食の提供	①対象のアレルゲンが入っていない献立の日は、通常給食を喫食しますか。 ②アレルゲンを含む献立の日は、対象以外の献立を含めて、すべての料理をアレルギー食として準備するのではなく、対象となる料理のみをアレルギー食として調理して提供しますか。 ③アレルギー対応食の提供方法を教えてください。 ④対象アレルゲンが入っていない日でも、毎日専用の食缶で届きますか。 ⑤P65アレルギー調理室と盛付室が別の記載となっておりますが、敷地面積が狭いため、事業者の提案としていただきたいです。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。 ③主菜・副菜それぞれのフードジャーに入れて提供することを想定しています。食器は通常食と同じものを使用しフードジャーから食器に移して喫食するか、フードジャーのまま喫食するかは自由としています。 ④現状は、対象アレルゲンがない日でも、アレルギー調理室で調理した給食を専用の食缶で提供しています。今後はアレルゲン毎の対応を想定しています。 ⑤塗床の色分けなどにより明確にエリア分けできれば、盛付コーナーとすることも可能とします。要求水準書(案)の記載を変更します。

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業
 実施方針等に関する直接対話に対する回答（修正版）※赤字：内容に変更がある箇所

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
92	要求水準書 (案)	49	第5	3	(1)	ウ		配送・回収業務	アレルギー食の配送について ①管轄校以外にもアレルギー給食を提供する可能性はありますでしょうか。 ②アレルギー給食は専用車両で配送する想定でしょうか。 ③1つの箱に、複数人のアレルギー対応食を入れてコンテナに積んでも問題はないでしょうか。	①管轄校のみ提供する予定です。 ②通常給食と同一のコンテナに積載し配送して問題ありません。 ③問題ありません。
93	要求水準書 (案)	49	第5	3	(1)	ウ		配送・回収業務	要求水準書P49に添加物はコンテナに格納して配送すると記載がありますが、衛生上問題なければ、コンテナの上に置くなど、コンテナ内への格納に限定しない理解でよろしいでしょうか。	問題ありません。要求水準書（案）の記載を見直します。
94	要求水準書 (案)	50	第5	3	(1)	ウ	(イ)	配送・回収業務	配送計画はどの日課に基づき作成すればよいですか。	早い時間の日課（B日課）に基づき作成してください。基本はA日課ですが、3割くらいはB日課となります。
95	要求水準書 (案)	51	第5	3	(1)	オ		廃棄物処理業務	P51 廃棄物処理業務にあたり、1日当たりの残菜量をご教授下さい。例 主食:何kg/日 副菜:何kg/日 可燃・不燃ごみ:何kg/日	7,000食/日給食提供している前並調理場の実績値を参考に、10,000食規模に換算した数値は次のとおりです。 主食：180kg 副菜：230kg 可燃ごみ：45L袋x50袋（重量は把握していない） 不燃ごみ：45L袋x70袋（重量は把握していない） ※可燃ごみには野菜の皮も含まれます。新調理場に生ごみ処理機を導入する場合は、減量が見込まれます。
96	要求水準書 (案)	51 ・ 52	第5	3	(1)	オ	(ウ) ・ (オ)	廃棄物処理業務	①既存調理場において、米飯対応ごみ処理機を使用していますか。 ②現状の消滅型生ごみ処理機の使用に際して、臭気などの問題はありますか。 ③飲み残しの牛乳はどのように処理していますか。 ④牛乳パックはどのように処理していますか。 ⑤牛乳パック解体洗浄機は、市内の調理場に設置されていますか。 ⑥牛乳パック解体洗浄の作業量を教えてください。	①使用していません。 ②臭気などの問題はありません。 ③開封済みで飲み残しのある牛乳パックは、口をセロテープで止めて、飲み残しのない牛乳パックと同じ2枚重ねにした回収用のビニール袋に入れ、学校から調理場に運んでいます。未開封の牛乳パックは、配膳室で配膳員が本数を記録した後に開封済みのもと同じビニール袋に入れて処理します。大規模校については、食器・食缶コンテナとは別便で回収しています。 ④回収した牛乳パックをそのまま牛乳パック解体洗浄機に投入して処理しています。解体洗浄後は、乾燥せず、そのまま袋詰めにしてリサイクル業者が回収しています。洗浄時に生じる排水は污水処理施設において処理しています。 ⑤各調理場に1台ずつ設置されています。 ⑥東部第1・第2調理場においては同一の場所で作業しているため、2場分（約16,000食分）の牛乳パックを3人で3時間掛けて処理・清掃を行っています。

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業
 実施方針等に関する直接対話に対する回答（修正版）※赤字：内容に変更がある箇所

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
97	要求水準書 (案)	52	第5	3	(1)	オ	(オ)	廃棄物処理業務	牛乳パック解体洗浄機の仕様をご教示いただきたい	メーカー名、型式及び年式は次の通りです。 株式会社カネミヤ Bun-Sen mini 令和2年4月から運用開始 詳細な仕様についてはメーカーホームページに掲載されていますので確認してください。
98	要求水準書 (案)	52	第5	3	(1)	オ	(オ)	牛乳について	要求水準書P. 52(オ) 「牛乳パックの処分方法については提案とする。現在市が所有している解体洗浄機を無償譲渡し設置することも可能とする。その場合、保守・更新は事業者にて行う」と記載がありますが、現在の牛乳パックの処分方法及び飲み残した牛乳についての処分方法をご教示ください。	開封済みで飲み残しのある牛乳パックは、口をセロテープで止めて、飲み残しのない牛乳パックと同じ2枚重ねにした回収用のビニール袋に入れ、学校から調理場に運んでいます。未開封の牛乳パックは、配膳室で配膳員が本数を記録した後に開封済みのものと同じビニール袋に入れて処理します。大規模校については、食器・食缶コンテナとは別便で回収しています。調理場では、回収した牛乳パックをそのまま牛乳パック解体洗浄機に投入して処理しています。解体洗浄後は、乾燥せず、そのまま袋詰めにしてリサイクル業者が回収しています。洗浄時に生じる排水は汚水処理施設において処理しています。牛乳パック解体洗浄機は各調理場に1台ずつ設置されています。東部第1・第2調理場においては同一の場所で作業しているため、2場分（約16,000食分）の牛乳パックを3人で3時間掛けて処理・清掃を行っています。解体処理機のメーカーはカネミヤで、仕様等はホームページで確認できます。本事業においては、処分（リサイクル）を含めて事業者提案とします。
99	要求水準書 (案)	52	第5	3	(1)	オ	(オ)	廃棄物処理業務	①牛乳パックの処分方法については提案とする。現在市が所有している解体洗浄機を無償譲渡し設置することも可能とする。とありますが、解体洗浄機のメーカー名・型式・年式など機器仕様の分かる資料を開示いただくことは可能でしょうか。 ②市が所有している解体洗浄機の引渡し場所をおしえてください。	①メーカー名、型式及び年式は次の通りです。 株式会社カネミヤ Bun-Sen mini 令和2年4月から運用開始 詳細な仕様についてはメーカーホームページに掲載されていますので確認してください。 ②既存調理場で使用しているものは、東部第1調理場で保管して、引渡しは東部第1調理場にて行う予定です。
100	要求水準書 (案)	52	第5	3	(1)	オ	(オ)	廃棄物処理業務	P52 廃棄物処理業務にあたり、牛乳パックの処理について、市が所有されてます解体洗浄機につきましては、設置何年ほど経過されてますでしょうか？	令和2年4月から運用を開始しています。
101	要求水準書 (案)	52	第5	3	(1)	オ	(オ)	廃棄物処理業務	P53 牛乳の処理について、ご教授願います。牛乳の飲み残しについて、各学校で処理を行っている又は、食缶に入れて回収しているかをご教授願います。	各学校において飲み残しのある牛乳パックの口をセロテープで止めて、空の牛乳パックとともにビニール袋に入れて調理場へ送り、中身が入ったまま解体洗浄機に入れて処理をし、排水は汚水処理施設において処理しています。

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業
実施方針等に関する直接対話に対する回答（修正版）※赤字：内容に変更がある箇所

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
102	要求水準書 (案)	52	第5	3	(1)	カ	(ウ)	ワゴン保守管理業務	P.52 3 運営各業務内容及び要求水準 (1) 事業者が行う業務 カ (ウ) ワゴンの修繕・更新は市が行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
103	要求水準書 (案)	55	第5	3	(1)	ケ	(7)	配膳員について	要求水準書P.55 ア配膳員の配置 【管轄校の配膳員数及び業務時間】 上記に各校の配膳員数を記載いただいておりますが、こちらの表に記載がある各中学校においては、P.56にある(ウ)配膳業務 a 配膳の小荷物専用昇降機が設置されていない想定での人数であるとの理解で宜しいでしょうか。また中学校の改修予定があればご教示ください。	お見込みのとおりです。また、今後中学校の大規模改修においてエレベーター設置の予定はありますが、生徒が配膳室に取りに来る運用は変わらない想定です。
104	要求水準書 (案)	55	第5	3	(1)	ケ	(7)	配膳員の配置	現状の各学校の配膳員の人数、勤務形態をご教授ください。例 勤務時間、配置人員	要求水準書P55が現状の配膳員の配置人数・勤務時間となります。こちらを参考にしてください。
105	要求水準書 (案)	56	第5	3	(1)	ケ	(イ)	直接搬入品等の受取、記録、計測及び保存食の確保等	現状の各学校の牛乳、主食等の受取り時間についてご教授ください。	デザートは10:00-11:15に配送しています。 牛乳は早くも4:30、遅くとも9:30までに配送しています。 主食は11:30までに配送しています。 牛乳・主食は業者に鍵を渡して対応しているため、時間外の配膳員の配置は不要です。
106	要求水準書 (案)	56	第5	3	(1)	ケ		管轄校内での配膳業務	①牛乳・デザートの搬入時間はどれくらいですか。 ②直接搬入品の受け取りはすべて事業者が行いますか。 ③配膳員の配置人数は最低限必要な人数として解釈して良いですか。	①牛乳は早くも4時30分に、牛乳・デザートは9時30分までに届いています。 ②配送業者にカギを預けているため、10時よりも早く届くものは配送業者が配膳室のカギを開けて納品しています。 ③お見込みのとおりです。配置人数は現在の数値です。
107	要求水準書 (案)	58	第5	3	(1)	サ		デジタル食育	デジタル食育のイメージはどのようなものですか。	調理場内の様子などを動画撮影して、児童生徒に見せることを想定しています。本事業では、その支援をしています。
108	要求水準書 (案)	59	第5	3	(2)	イ		食材の納入	食用油の納品はどのようにしていますか。	フライヤーで使用する油はローリー、釜で使用する油は一斗缶で納品しています。
109	要求水準書 (案)	62	第6	1				本件施設の概要	事業者専用部分であっても調理員であれば私服で事業者専用部分に入室することは可能でしょうか。	お見込みの通りです。
110	要求水準書 (案)	62	第6	2				諸室の説明	本施設に見学用の設備は不要という考えでよろしいでしょうか	お見込みの通りです。
111	要求水準書 (案)	64	第6	2	(1)	ア		汚染食器洗浄室	要求水準書案64ページ 汚染食器洗浄室は室でなくてもよいでしょうか。	お見込みのとおりです。「洗浄ゾーン」も可能としています。

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業
実施方針等に関する直接対話に対する回答（修正版）※赤字：内容に変更がある箇所

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
112	要求水準書 (案)	68	第6	2	(2)	ア	k	監視カメラシステムについて	(要求水準書P.68)には市職員用事務室内に、給食調理場内の各部屋を見ることができるモニターを設置すること。また、モニターは録画できるものとする、とありますが、給食調理場の各部屋の監視および録画の目的をご教示頂けますでしょうか。監視カメラ選定の参考にしく存じます。または、貴市が想定する監視カメラのスペックについてご教示ください。(画素数、Web機能等)	故意による異物混入の防止を目的としています。監視カメラのスペックについては、画素数200万画素以上、録画日数は1ヶ月以上を想定します。
113	要求水準書 (案)	69	第6	2	(2)	イ	a	備蓄倉庫	市が調達する備蓄食(アルファ化米10,000食)を保管できるスペースを確保すること。とありますが、備蓄される箱の数量、サイズなど備蓄量(参考値)の資料をご教示ください。	サイズ・数量の目安は次のとおりです。 ・1箱(10kg)：幅44cm×奥行30cm×高さ15cm ・10,000食→600kg→60箱 なお、倉庫に備蓄するものはアルファ化米のみを想定しています。
114	要求水準書 (案)	70	第6	2	(1)	ウ		事業者用事務室	P.70第6 2 ウ 事業者用事務室ですが一般的に2階に配置する場合があります。2階配置も可としていただけないでしょうか。	「1階の玄関ホールに面した場所」を想定しますが、食材料納入業者等の訪問を容易に確認できる計画であれば事業者提案とします。
115	要求水準書 (案)	71	第6	2	(2)	エ		駐車場	現在の従業員の通勤手段を教えてください。また、事業用地内で従業員の駐車スペースを賄えない場合、どのような対応を考えていますか。	自動車、自転車通勤しています。現在、自動車通勤は正規職員12人中10人、午前パート職員は20人中20人、午後パート職員は15人中9人、駐車場の最大台数は午前中の30台です。敷地内で確保できない場合は、事業者において建設予定地周辺に確保していただくことを想定しています。
116	要求水準書 (案)	71	第6	2	(2)	エ		駐車場	配送車両は、敷地内に駐車する必要はありますか。	敷地内に駐車する必要はありません。
117	要求水準書 (案)	72	第6	3	(1)	ア	(ア) i	2階の配管	雑排水、トイレの排水についても調理エリアの上を通してはいけないということでしょうか。	原則、2階の汚水・雑排水の配管は、汚染作業区域及び非汚染作業区域の上部に配置しないことを想定しています。ただし雑排水についてルートが確保出来ないなどやむを得ない理由がある場合は、1階に雑排水が流れないよう処置をした上で協議により決定します。
118	要求水準書 (案)	72	第6	3	(1)	ア	(ア) i	2階の配管	2階のトイレや汚水配管等は、汚染作業区域及び非汚染作業区域の上部に配置しない計画とすること。とございますが、配置計画、雑排水配管は作業区域上部を一部通る計画となります。汚水配管が作業区域上部に配置しない計画とすればよろしいでしょうか。レイアウト上、雑排水配管が作業区域上部に配置が想定されます。雑排水の配管については、汚水配管等の配管に含めないことを要望します。	原則、2階の汚水・雑排水の配管は、汚染作業区域及び非汚染作業区域の上部に配置しないことを想定しています。ただし雑排水についてルートが確保出来ないなどやむを得ない理由がある場合は、1階に雑排水が流れないよう処置をした上で協議により決定します。
119	要求水準書 (案)	72	第6	3	(1)	ア	(ア) q	排気フード	油脂が発生する箇所とは、フライヤーの排気フードを想定されていますでしょうか。	フライヤー・スチームコンベクション・IH調理機等を想定していますが、事業者の提案に委ねます。

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業
 実施方針等に関する直接対話に対する回答（修正版）※赤字：内容に変更がある箇所

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
120	要求水準書 (案)	76	第6	3	(3)	ウ	(エ)	発電設備の方式	停電発生時や災害時に稼働が必要な設備について、停電時等でもガスは供給されている想定でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
121	要求水準書 (案)	78	第6	3	(4)	エ	(ウ)	排水設備	汚染区域の排水は、非汚染作業区域を通過しない構造。とありますが、非汚染作業区域の天井面と理解して宜しいでしょうか。 地下ピットは含まないでよろしいでしょうか。	非汚染作業区域の室内空間及び天井内を通過しないという趣旨になります。地下ピットは含みません。
122	要求水準書 (案)	83	第6	3	(9)	イ	(ア)	食器等	要求水準書P. 63の食器の仕様について、デザインや柄の指定はありますか。	既存調理場では三信化工製を使用していますが、同等品であればメーカー指定はありません。今後、現在使用しているボール・深皿のデザインを資料として提示します。
123	要求水準書 (案)	83	第6	3	(9)	イ	(ア)	食器等	ボール・深皿のデザインは春日井仕様とする。とありますが、現在、使用されている貴市仕様デザインの食器メーカーが優位となることないよう、貴市仕様のデザインについて、協議させていただけるとの理解で良いでしょうか。 食器を市で統一したものを指定する場合は、事業から外し、直接市が購入し、更新も市で行うのがのぞましいと考えます。	デザインの権利は市にあります。既存調理場では三信化工製を使用していますが、同等品であればメーカー指定はありません。今後、現在使用しているボール・深皿のデザインを資料として提示します。 ご意見として承ります。食器の調達及び更新を業務範囲とするかについては、公募時に示す予定です。
124	要求水準書 (案)	83	第6	3	(7)	ア	(オ)	市職員事務室の多機能電話	①電話機の設置費用や調整費用は市の負担でよろしいでしょうか。負担しない場合であれば費用算出のためメーカー・型番をご教示ください。 ②電話交換機と電話機までの配線を引っ張ればよいということか。	①要求水準書(案)P. 82に記載しています通り、市職員用事務室の事務備品などは、市の負担で調達します。 ②お見込みの通りです。
125	要求水準書 (案)	84	第6	3	(9)	ウ	(イ)	食缶等	管轄校のワゴン及び小荷物昇降機等のサイズは、配付資料6「管轄校における給食受入施設等の現況（搬入口、小荷物昇降機、エレベーター、ワゴンの仕様等）」に示す内容を確認し、食缶を調達することとありますが、配布資料6の確認以外に現地見学会で管轄校配膳室の見学はできないのでしょうか。また、管轄校での配膳は、コンテナから小荷物昇降機やワゴンに載せ替える学校があるのでしょうか。 管轄校すべての見学を希望します。	管轄校の見学会については、今後事業者からの要望も踏まえて検討します。
126	資料 1							排水路の付替えについて	(要求水準書資料1) ①排水路を付替えたことに起因する何某かの事象が、敷地内へ影響した場合は事業者は免責との認識で宜しいでしょうか。 ②また、排水路付替え工事の施工責任期間についてご教示いただけますでしょうか。 ③付替え後の排水路は暗渠化するのでしょうか。調理場からの厨房排水の臭気の問題から暗渠化が望まれます。	①お見込みのとおりです。 ②施工責任期間の設定はありません。付替え後の排水路に起因する事故などについては市の責任になります。 ③排水路を暗渠化するかについては検討中です。ご意見として承ります。

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業
 実施方針等に関する直接対話に対する回答（修正版）※赤字：内容に変更がある箇所

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
127	資料1							土壌汚染観測井について	(要求水準書資料1) 観測井に関して維持管理業務として履行すべき事項についてご教示ください。	観測井については、市が管理します。事業者における維持管理業務として実施していただくことはありません。
128	資料1							現況図	資料1の現況図に斜線がかかっている現況排水路は敷地に含まれるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
129	—							入札保証金	貴市契約規則の中で、「契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。」と記載がありますが、事業者の負担が非常に大きいと感じます。同様のPFI案件では「免除」となることが多く、「免除」として頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。詳細は公募時に示す予定です。
130	—							契約保証金	貴市契約規則の中で、「契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない」と記載がありますが、総事業費の1割となりますと事業費に大きく影響し、事業者の負担が非常に大きいと感じます。同様のPFI案件で多く採用されています施設整備期間は「施設整備費の100分の10以上」、維持管理運営期間は「維持管理運営費の1年分の100分の10以上」、もしくは「免除」に変更して頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。詳細は公募時に示す予定です。
131	—							その他	事業者に期待していること、懸念点はありますか。	新たな知見を得たいと考えています。
132	—							その他	現在の調理場における設備・運用方法等で、評判がよく継続したいものはありますか。	継続ではなく、改善を期待することとして、洗浄エリアにおいても、気温・湿度等の労働環境に配慮していただきたいです。
133	—							その他	新調理場供用開始後、既存調理場の職員はどのようになりますか。	正規職員は別部署に振り当てる予定です。パート調理員は、可能な限り新調理場で再雇用していただきたいと考えています。
134	—							その他	東部地区の調理場と差を出したいですか。	市で統一する想定です。
135	—							その他	今後、事業者へのアンケートなどはありますか。	予定はありません。事業費の見積り依頼などは必要に応じて実施する可能性があります。
136	—							その他	建設費が高騰しており、事業費に収まらなかった前例があります。適切な予算の確保をお願いしたいです。	ご意見として承ります
137	—							その他	事業費については、昨今の物価高を鑑み、事業費に見込んでいただきたい。	ご意見として承ります。